



山形県公報

令和7年3月7日(金)
第584号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 公共測量の終了の通知……………(農村計画課) ……165
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……166
- 河川区域の変更による廃川敷地等……………(河川課) ……同
- 道路の位置の指定……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(同) ……同
- 県証紙売りさばき所の変更……………(会計局) ……167

公安委員会関係

規 則

- 山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則……………同
- 山形県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則……………170

人事委員会関係

規 則

- 山形県人事委員会規則4-1(職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則……………171

公 告

- 農地を利用する権利の設定の裁定申請……………(農業経営・所得向上推進課) ……同

告 示

山形県告示第152号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、白川土地改良区理事長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和7年3月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
西置賜郡飯豊町大字小白川地内
- 2 公共測量を実施した期間
令和6年9月9日から令和7年2月17日まで
- 3 作業の種類
公共測量(空中写真測量)

山形県告示第153号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和7年3月7日から同月21日まで縦覧に供する。

令和7年3月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長岡中山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
天童市大字清池字中道158番から 同 高掬字六軒町南2229番1まで	旧	19.9メートル } 7.2	メートル 464
同 上	新	26.9メートル } 11.8	同 上

山形県告示第154号

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地等が生じた。

なお、関係図面は、県土整備部河川課及び置賜総合支庁建設部建設総務課において縦覧に供する。

令和7年3月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 河川の名称
一級河川最上川水系上無川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
令和7年3月3日
- 3 廃川敷地等の位置
上流 南陽市池黒字下割田885番3地先から
下流 南陽市池黒字下割田885番5地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 59.07㎡

山形県告示第155号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

令和7年3月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私道村総建第232号
- 2 指定の場所 東根市一本木二丁目2011番3
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル
延長 26.83メートル
- 4 指定年月日 令和7年2月28日

山形県告示第156号

次の開発行為は、完了した。

令和7年3月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
令和6年8月20日 指令村総建第176号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
東根市神町西五丁目229番5、229番6、229番8、235番1、260番21、263番、264番、270番1、273番1、273

番 4

- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
 東根市神町北五丁目3番24号 株式会社ラディッツ
 東根市中央二丁目11番1号 天野地所株式会社

山形県告示第157号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第15条第1項の規定により、証紙の売りさばき所の変更を次のとおり承認した。

令和7年3月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

売りさばき人の名称 及び代表者氏名	売りさばき所の所在地		承認年月日
	変 更 前	変 更 後	
社会福祉法人 山形県身体障害者福祉 協会 会長 安部 眞	山形市青柳1800番地	同 左	令和 7. 2. 26
	山形市松波二丁目8番1号	同 左	
		天童市老野森一丁目1番1号	

公安委員会関係

規 則

山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月7日

山 形 県 公 安 委 員 会
 委 員 長 北 村 正 敏

山形県公安委員会規則第3号

山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

山形県警察の組織に関する規則（平成14年3月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「理事官」の次に「、統括戦略官」を加える。

第3条第1項中「、生活安全部及び刑事部」を「及び交通部」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（統括戦略官）

第3条の2 統括戦略官は、刑事部に置く。

2 統括戦略官は、上司の命を受け、生活安全部、刑事部及び警備部にまたがる重要事項を掌理する。

第6条の表警務部の項中「総務企画課」を「総務課」に改め、同表刑事部の項中「刑事企画課」の次に「、捜査支援分析課」を加え、「、機動捜査隊」を削る。

第11条（見出しを含む。）中「総務企画課」を「総務課」に改め、第6号から第8号までを削る。

第14条第5号中「（総務企画課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条中第14号を第15号とし、第8号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 沿革誌に関すること。

第15条に次の1号を加える。

(3) 被疑者取調べの監督に関すること。

第23条中第6号から第9号までを削り、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 通訳員の運用に関すること。

第23条中第10号を第7号とし、同条第11号中「総務企画課」を「人材育成課」に改め、同条を第8号とし、同条中第12号から第14号までを3号ずつ繰り上げ、第11号の次に次の3号を加える。

(12) 機動捜査に関すること。

- (13) 事件発生時の初動捜査及び被害者等の保護措置に関すること。
- (14) 広域機動捜査に関すること。

第23条の次に次の1条を加える。

（捜査支援分析課）

第23条の2 捜査支援分析課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 捜査支援分析の企画・指導に関すること。
- (2) 犯罪統計に関すること。
- (3) 犯罪手口に関すること。
- (4) 捜査支援システムの運用及び管理に関すること。
- (5) 捜査支援に関すること。
- (6) 情報分析に関すること。
- (7) 犯罪収益等の分析に関すること。
- (8) 犯罪取締りのための情報通信技術支援に関すること。
- (9) 先端技術の運用及び管理に関すること。
- (10) 画像情報収集に関すること。

第26条中第7号及び第8号を削り、第9号を第7号とし、第10号から第12号までを2号ずつ繰り上げる。
第29条を次のように改める。

第29条 削除

第30条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 自転車その他小型モビリティの総合的な安全対策に関すること。

第31条第3号中「設置されたもの」の次に「及び可搬式速度違反自動取締装置」を加える。

第34条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 可搬式速度違反自動取締装置の運用に関すること。

第39条の表中

総務企画課	公安委員会補佐室	第11条第1号及び第5号に掲げる事務	を
	取調べ監督室	第11条第8号に掲げる事務	
総務課	公安委員会補佐室	第11条第1号及び第5号に掲げる事務	に、
警務課	警務部総括室	第14条第13号に掲げる事務	を
警務課	警務部総括室	第14条第14号に掲げる事務	に、
人材育成課	取調べ監督室	第15条第3号に掲げる事務	
生活安全企画課	生活安全部総括室	第19条第11号に掲げる事務	を
生活安全企画課	許可認定業務指導室	第19条第5号から第9号までに掲げる事務	に、
	生活安全部総括室	第19条第11号に掲げる事務	
刑事企画課	刑事部総括室	第23条第14号に掲げる事務	を
	捜査支援室	第23条第6号から第9号までに掲げる事務	
刑事企画課	刑事部総括室	第23条第11号に掲げる事務	に、
	機動捜査隊	第23条第12号から第14号までに掲げる事務	
機動捜査隊	広域機動捜査班	第29条第3号に掲げる事務	を
交通企画課	交通事故等分析兼重大交通事故対策室	第30条第2号及び第5号に掲げる事務	

交通企画課	重大交通事故対策室	第30条第2号及び第5号に掲げる事務
	自転車等総合対策室	第30条第7号に掲げる事務

に、

警備第二課	警衛・警護室	第37条第7号及び第8号に掲げる事務
-------	--------	--------------------

を

警備第二課	災害対策室	第37条第4号に掲げる事務
	警衛・警護室	第37条第7号及び第8号に掲げる事務

に改める。

第40条第1項の表中

公安委員会補佐室	公安委員会補佐室長	上司の命を受け、公安委員会補佐室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
取調べ監督室	取調べ監督室長	上司の命を受け、取調べ監督室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

を

公安委員会補佐室	公安委員会補佐室長	上司の命を受け、公安委員会補佐室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
----------	-----------	---------------------------------------

に、

犯罪被害者支援室	犯罪被害者支援室長	上司の命を受け、犯罪被害者支援室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
----------	-----------	---------------------------------------

を

犯罪被害者支援室	犯罪被害者支援室長	上司の命を受け、犯罪被害者支援室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
取調べ監督室	取調べ監督室長	上司の命を受け、取調べ監督室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

に、

生活安全部総括室	生活安全部総括室長	上司の命を受け、生活安全部総括室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
----------	-----------	---------------------------------------

を

生活安全部総括室	生活安全部総括室長	上司の命を受け、生活安全部総括室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
許可認定業務指導室	許可認定業務指導室長	上司の命を受け、許可認定業務指導室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

に、

捜査支援室	捜査支援室長	上司の命を受け、捜査支援室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
-------	--------	------------------------------------

を

機動捜査隊	機動捜査隊長	上司の命を受け、機動捜査隊の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
-------	--------	------------------------------------

に、

交通事故等分析兼重大交通事故対策室	交通事故等分析兼重大交通事故対策室長	上司の命を受け、交通事故等分析兼重大交通事故対策室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
-------------------	--------------------	--

を

重大交通事故対策室	重大交通事故対策室長	上司の命を受け、重大交通事故対策室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
自転車等総合対策室	自転車等総合対策室長	上司の命を受け、自転車等総合対策室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

に、

外事・国際テロリズム対策室	外事・国際テロリズム対策室長	上司の命を受け、外事・国際テロリズム対策室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
---------------	----------------	--

を

外事・国際テロリズム対策室	外事・国際テロリズム対策室長	上司の命を受け、外事・国際テロリズム対策室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
災害対策室	災害対策室長	上司の命を受け、災害対策室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

に改め、同条

第2項の表総務企画課の項中「総務企画課」を「総務課」に改め、「及び第6号」を削り、同表警務課の部企画調査官の項中「第7号」を「第8号」に改め、同表中

生活安全企画課	生活安全調査官	上司の命を受け、第19条第1号に掲げる事務に関する調査事務を処理し、関係事務を整理する。
地域課	地域指導官	上司の命を受け、第20条第1号から第3号までに掲げる事務に関する指導業務を処理し、関係事務を整理する。

を

生活安全企画課	生活安全調査官	上司の命を受け、第19条第1号に掲げる事務に関する調査事務を処理し、関係事務を整理する。
---------	---------	--

に改め、同表

刑事企画課の部取調べ指導官の項中「第5号、第10号及び第11号」を「第6号から第8号まで」に改め、同部傍受指導官の項中「第12号」を「第9号」に改め、組織犯罪対策課の部意見聴取官の項中「第9号」を「第7号」に改め、同表中

警備第二課	災害対策官	上司の命を受け、第37条第1号及び第4号に掲げる事務を整理する。
	警備指導官	上司の命を受け、第37条第2号、第3号及び第6号に掲げる事務に関する指導業務を処理し、関係事務を整理する。

を

警備第二課	警備指導官	上司の命を受け、第37条第2号、第3号及び第6号に掲げる事務に関する指導業務を処理し、関係事務を整理する。
-------	-------	---

に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

山形県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月7日

山形県公安委員会

委員長 北村 正 敏

山形県公安委員会規則第4号

山形県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則

山形県警察職員の定数の配分に関する規則（昭和34年9月県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

区 分	警 察 官				そ の 他 員	合 計	備 考
	警 視	警 部	警 部 補 巡 査 部 長 巡 査	官 計			
警 察 本 部	63人	96人	525人	684人	227人	911人	警部補の総数は561人とし、巡査部長の総数は580人とする。
警 察 署	27人	88人	1,214人	1,329人	110人	1,439人	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則4-1（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月7日

山 形 県 人 事 委 員 会

委 員 長 安 孫 子 俊 彦

山形県人事委員会規則4-1（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則

山形県人事委員会規則4-1（職員の任用に関する規則）の一部を次のように改正する。

別表第1行政職給料表適用職の項警察本部長の項本部の項職級4の欄中「副所長」を削り、「統括少年補導専門官」を「統括少年補導専門官
交通事故分析官」に改める。

別表第2警察官の職の項警察本部長の項本部の項職級1の欄中「理事官」を「理事官
統括戦略官」に改め、同項職級3の欄中「機動捜査隊長」及び「交通機動隊副隊長」を削り、「航空隊長」を「機動捜査隊長
航空隊長」に改め、同項職級4の欄中「次長」を「次長
副所長」に改め、「交通機動隊副隊長、」を削り、同項職級5の欄中「交通事故分析官」を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があった。

令和7年3月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
新庄市大字升形字野田3749番	田	2,813
新庄市大字升形字野田3766番	田	1,554

新庄市大字升形字野田3782番	田	3,852
新庄市大字升形字野田3783番	田	2,990
新庄市大字升形字野田3784番 1	田	457

2 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在である。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受けを希望する者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和7年6月	10年	489,950円

5 その他

この公告に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、令和7年3月21日までに意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

- イ 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- ロ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ハ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- ニ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- ホ 意見の趣旨及びその理由
- ヘ その他参考となるべき事項

(2) 意見書の提出先

山形県農林水産部農業経営・所得向上推進課